

## 自殺・うつ病等対策プロジェクトチームの設置について

### 1. 趣旨

うつ病（気分障害）の患者数が急増しており、平成20年には100万人を超える高い水準となっている。

また、自殺者数が平成10年から12年連続で3万人を超える高水準で推移しており、人口10万人当たりの自殺による死亡率（自殺死亡率）も欧米の先進諸国と比較して突出して高い水準にある。

政府全体としての自殺対策は、内閣府が各省庁を主導して取組を進めているが、厚生労働分野は、自殺対策に関わりの深い分野であり、特に、多くの自殺の背景にうつ病をはじめとする精神疾患が見られることから、自殺対策とあわせて、地域・職域におけるうつ病・メンタルヘルス対策の一層の充実を図っていく必要がある。

このため、今後の予算編成等において、省としてより実効ある対策を講ずることを目指し、今般、その検討に当たり、本チームを設置する。

### 2. 構成

- (1) 自殺・うつ病等対策プロジェクトチームは、別紙のメンバーを構成員とする。
- (2) チームは必要に応じて、関係部局の協力を得るとともに、関係省庁の職員及び民間有識者の参加を求めることができる。
- (3) チームの庶務は障害保健福祉部精神・障害保健課において行う。

### 3. 検討事項

自殺・うつ病等対策に資するために厚生労働分野において実施すべき方策について幅広く検討を行う。

（主な例）

- ・ 自殺・精神疾患の社会的コストの検証
- ・ 厚生労働分野における相談機能の強化等、自殺の背景に着目した地域・職域体制の整備
- ・ 医療をはじめとする、うつ病等に対する地域・職域の対応力の強化
- ・ 自殺対策、うつ病・メンタルヘルス対策に関わる人材の確保、資質の向上

### 4. 検討スケジュール

1月21日17時30分～ 第1回会合を開催する。

(別紙)

自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム  
メンバー

主査 障害保健福祉部長  
副主査 安全衛生部長  
幹事 精神・障害保健課長 労働衛生課長

省内メンバー ※以下の関係部局から、原則、企画官級を召集。

健康局  
安全衛生部  
職業安定局  
社会・援護局  
障害保健福祉部  
政策統括官

国立精神・神経センター（自殺予防総合対策センター）

清水康之 内閣府参与  
湯浅 誠 内閣府参与

※その他必要に応じて外部有識者の参画を求める。

事務局：障害保健福祉部 精神・障害保健課